田中 幸子 委員提出資料

平成26年6月30日 第3回自殺対策官民連携協働会議

内閣府自殺対策推進室 殿

自死への言いかえについて

遺族差別解消の一歩

宮城県の警察官だった長男を9年前に自死で亡くし、「自殺」という言葉や文字に胸が痛くなりました。行政の対策会議などでは「自殺」という言葉が何百回も交わされることが多く、体が震えるほどの嫌悪感、自責の念に苛まれた日々でした。

「自殺」という言葉から「自死」への変換は、自死遺族の切なる願いです。

自死や自死遺族を差別的に取り扱う現状の是正への一歩でもあります。ではどんな差別、 偏見があるのか具体例を挙げてみます。

自死者が出たところでは買い物をしない。婚約も破棄される。賃貸物件であれば数年にわたる家賃補償金、過度のリフォーム費、大家への精神的慰謝料―。枚挙にいとまありません。自死は汚れた死という考えが根底にあります。

私たち自死遺族は「悪いことをした罪ある死」といった、まるで殺人者であるかのような「殺」の文字が持つ印象を払拭することが必要と考えています。「自殺」という言葉を単にタブー視するものではありません。

「自死」に変えることで自死をめぐる差別や偏見を解消し、「語れない死」ではなく、他 の死と同じように遺族が家族の「自死」を語れる社会にしたい。社会問題として国民に広 く受け入れられ、自死を減らすことにつながる、人に優しい社会が作られるには、言葉は 大切だと考えています。

2010年、全国自死遺族連絡会は、自死遺族等への差別、偏見の是正のため「自死遺族等権利保護研究会」を立ち上げました。弁護士や司法書士、学者、臨床心理士、精神科医、不動産関係者、遺族と共同で勉強会、相談会を開催しており、「二次被害保護法」(仮称)成立のための署名運動もしています。

今年、宮城県が遺族の心情に配慮して公文書の自殺という言葉を自死と言い換えると決め、仙台市も8月実施を目指して変換の指針を作成しています。

日本で唯一、当事者による自死遺族の総合支援を行う私たち連絡会には、たくさんの共感と感謝の声が寄せられています。昨年の島根県、鳥取県に続く英断で、遺族の心への行政の配慮が広がることに期待が膨らんでいます。

「自死」という言葉が使われ始めたのは明治時代、頻繁に使われるようになったのは戦後で、以後、自死は増えてきました。

ここ2・3年、自死という言葉が広がって自死は減っています。

遺族のことを考えてくださるなら、遺族が最も傷つく「自殺」という言葉を使わないように配慮するという考えこそが、支援の土台となるべきではないでしょうか。「遺族の心のケア」という観点から「自死」を公に用いる自治体が増えていけば、世間から隠れるように暮らす遺族が普通に生きられる社会になると信じます。

自死した人も十分苦しみ、遺族も苦しみ続けて生きています。いじめやパワハラと同じ

ように、人はひとつの言葉で追い込まれ、一つの言葉で救われます。自死という言葉をできる限りの範囲で使ってくださることを関係各位の機関で広がることを、息子を自死で逝かせた母として願い祈り続けています。

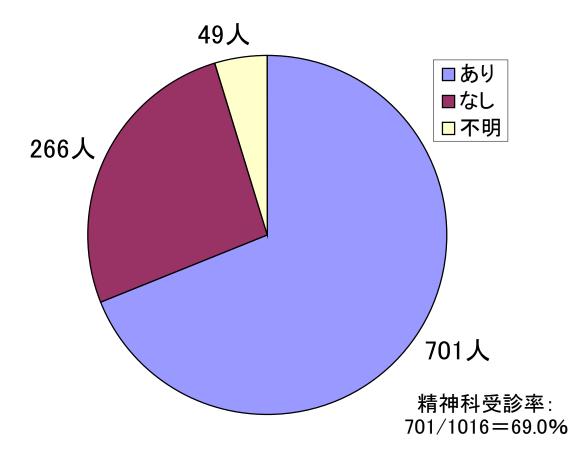
また

ゲートキーパー養成も含めて研修会や講演会などの啓蒙活動が盛んですが、その全てが、うつ病治療普及キャンペーンであり、うつ病の早期発見、早期介入、早期治療に偏り、どのような負荷があろうとも、身体的、精神的症状だけをと捉えて、精神科医療機関につなぎ眠れない人は睡眠薬、不安な人は抗不安薬、などなど、の対策が主流です。しかし眠れないのをクスリで眠らせて、眠れたとしても「なぜ眠れないのか」の「なぜ」の問題解決に至る事はありません。これまでの対策では、自死という問題の核心に切り込んでいません。交通事故に例えるなら「事故で亡くなる人が多いから、救急医療に携わる人材を育てましょう」という辺縁の策に偏りすぎています。当面の重点施策に指定されているうつ病治療の推進も「事故で大怪我を負った人に適切な治療をしましょう」というレベルの話にすぎません。交通事故を減らすためには事故そのものを防ぎ、事故による外傷で亡くなる人を減らすことが最も効果的であるはずです。自死の今までの対策は、個人をうつ状態まで追い詰めた社会的問題を問わずに、自死を個人の精神障害の問題にするのは、飲酒運転を野放しにしたまま、事故にあった被害者の責任を問うようなものです。本気で、この国の自死を減らす気持ちがあるなら、普通の国民をうつ状態に陥れる社会的要因を取り除き、直接自死の元を断つ施策にこそ、予算とマンパワーを充ててください。

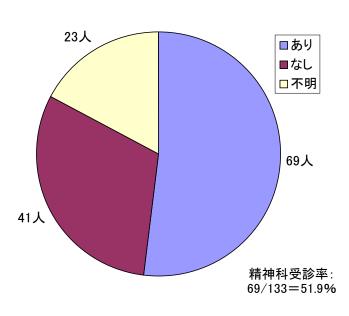
ゲートキーパー養成の研修内容も目の前の人を「うつ」かどうか判断するためのスキルではなく、目の前の人が何に困って苦しんでいるのかをフォーカスできる研修内容にし、「つなぐ」「ワンストップ」と国が唱えている支援ができる人材育成の内容、社会福祉資源とソーシャルワークを学び、年々変化する社会福祉資源の情報の冊子作成と配布などに力を入れるよう指導し、そしていじめ、パワハラ、介護、労働問題等々の具体的な解決策を構築してくださることを望みます。

<u>自死遺族への聞き取り調査による、自殺と精神科受診の関係</u> 調査:全国自死遺族連絡会

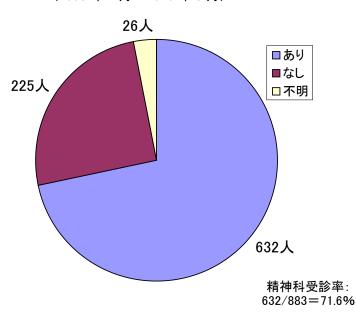
亡くなった方の精神科への受診の有無(2006年7月~2010年3月)



亡くなった方の精神科への受診の有無 (2006年7月~2007年12月)



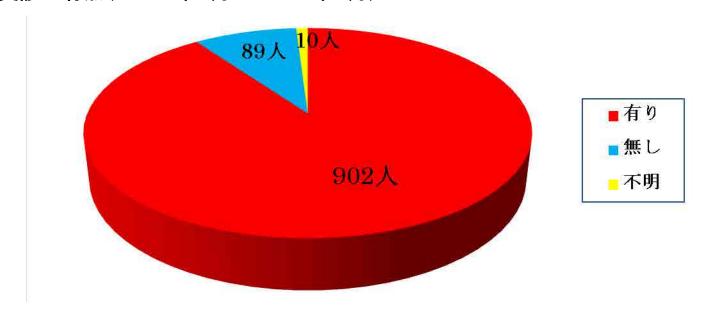
亡くなった方の精神科への受診の有無 (2008年1月~2010年3月)



自死遺族への聞き取り調査による、自死と精神科受診の 関係

1. 亡くなった方の精神科への

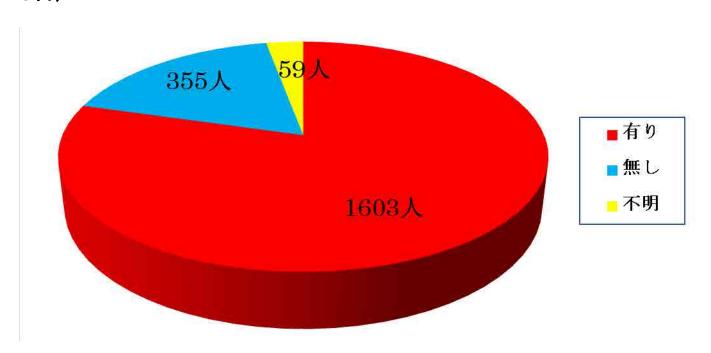
受診の有無(2010年4月~2013年2月)



精神科受診率:902/1001=90.

1%

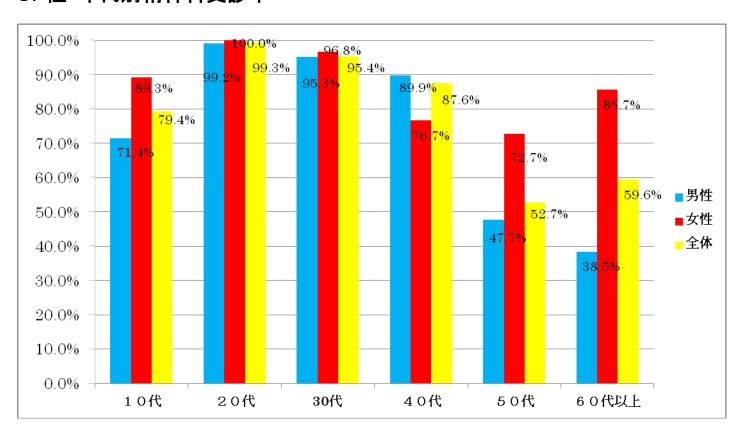
2. 亡くなった方の精神科への受診の有無(2006年4月~2013年3月 5日)



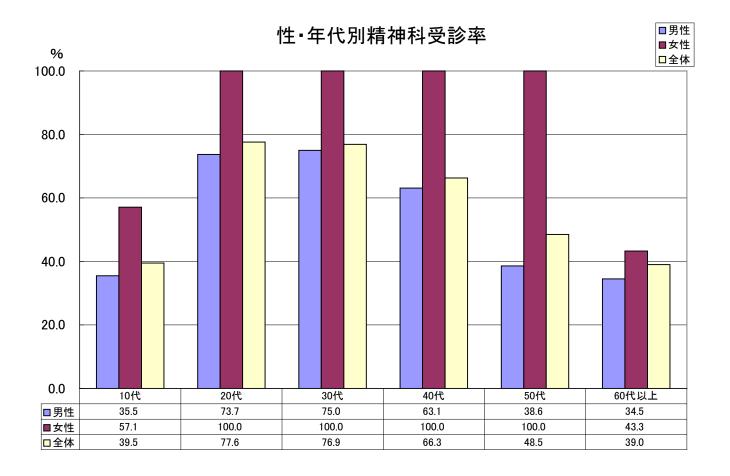
精神科受診率:1603/2017=79.

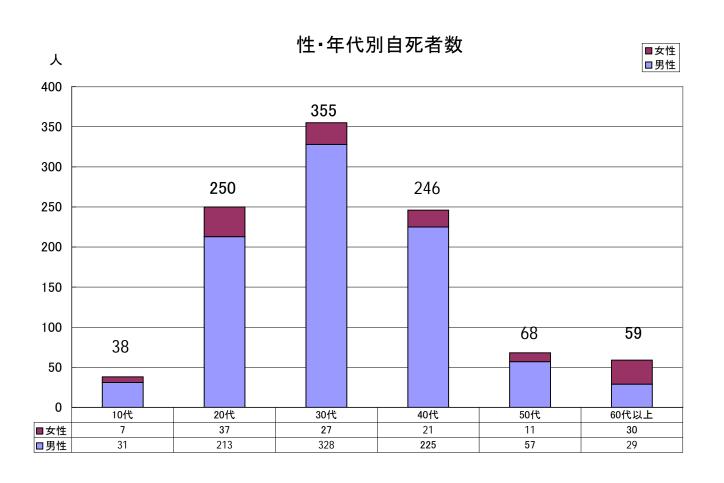
5%

3. 性•年代別精神科受診率



4. 性•年代別自死者数





これまでも精神科医療のくすり漬け問題を指摘する声も根強くあり、2011 年度から、全レセプトデーターを提供する厚生労働省のデータベースの運用が始まったことから、精神科での詳しい薬物治療の実態の調査、分析が出来るようになったことで、20 日に国立精神・神経医療研究センターの研究結果が報告され、クスリの出しすぎ、科学的根拠のない薬漬けを見直そうとして指針作りも進めている。とありました。国を挙げて、精神薬を減らす取り組みが必要だとしています。

生きたいと願う人たちが、最後のセーフテーネットとして、精神科医療を信じ医師の指示に従い、治癒を願い、不安や疑問があっても、「治るために」薬を飲み続け、しかし現実には治療を重ねるたびに状態は悪化し、新たな症状が増えて行き、最悪の事態は自死ということに陥るケースも多くあります。

自死防止を考えたとき、絶対に精神医療の問題を論ずることを避けてはならない、と家族 を自死で亡くした遺族は感じています。

それは愛する家族を亡くして気付いた、身を切るような経験からの提言でもあります。死にたくて死ぬひとはいません。生きていたいと願いつつ追い詰められた人たちの、命をかけたメッセージを少しでも役にたててもらい、うつ治療の「常識」といわれる知識や情報の再考につながる、「治る精神医療」の啓蒙をしてください。

いじめられている児童をカウンセラーにつなぎ、いじめの解決はせずに精神科につなぐ支援ではいじめはなくならず、くすり漬けで、20歳過ぎてから自死に至る場合も多く見られます。早期発見、早期介入、早期治療ではなく、早期介入の段階で、総合的な解決へと導く支援でなくては具体的な自死の防止にはなりません。製薬会社のキャッチコピー「うつは心の風邪」などに惑わされるのではなく、これまでうつ病対策をしてきて、患者は2・5倍に増え、精神薬の売り上げが10倍に増え、自死は減らずに年々通院中の人の自死が増えていることの現実を受け止め、(因果関係追求は調査をするべきです)精神科医療に頼ってきた対策を見直してくださることを望みます。

4) 自死予防週間に集中してのイベントに何の意味があるのか疑問

その限定期間に行った行事だけが、予防対策の具体的な実施として県から国に報告されるようですが、一年間何にもしていない人たちがその期間だけ目立つような、自死予防キャンペーンと記したジャンパーや旗を作り、それを掲げて街頭でテッシュ等を配ったり、シンポジュウムや講演会等の開催やテレビでCMを流したりすることがほとんどのようですが、それは支援者の満足のためのように思います。苦しんでいる人への啓発にはならないと感じています。その期間には特別なことをしないが一年間通じて支援活動をしている人たちへの評価が少ないことも疑問です。それでは誰のための予防期間なのでしょうか。期間限定のキャンペーンに税金と人材を投入し、お祭り騒ぎのようなイベントを実施するのならば、必要のないことです。

社会福祉資源の冊子作成と、配布とソーシャルワーカー的支援ができる人材育成と、国の全世帯に相談機関の掲載された冊子の配布をしてくれたほうが、実務的な対策だと思います。支援者の支援だけが目立つ予防週間の見直しを望みます。

警察庁生活安全局地域課 殿

全国自死遺族連絡会が自死遺族本人の全国組織団体として今年で6回目の要望となりますが、残念ながら警察庁においては、何も実現しないまま、現在に至っています。近年、富士の樹海のある山梨県警が、自死遺族の会の情報収集を行っていましたが、全国自死遺族連絡会への情報提供の要請はなく、県や市の担当機関に問い合わせをして集めているようでした。自死遺族の活動情報さえ把握していない現場の現実に愕然とした次第です。これは警察庁から、現場には何ひとつ自死遺族からの要望は伝わっていないことを示すできごとであります。同じことを6年間続けて要望してきましたが、どれだけ伝えたら一つでも是正し、また現場に伝えていただけるのでしょうか。どのような方法で要望したら受け止めてもらえるのか教えてください。憤りすぎて胸が痛くなるものがあります。どうか警察官の現場での言葉や警察署の窓口での対応について、指導徹底してください。蔑んだような言葉遣いや、小ばかにしたような態度を改めて、窓口はその仕事の顔であることを再認識してください。投げやりな応対は公務員としての品格に欠けています。市民にたいする、最低限社会人としての言葉の教育はするべきではないでしょうか。

任意同行、任意の聞き取り、しかしそこには制服の権力があることを忘れないでください。自死遺族に最初に接する機会の最も多い仕事ですが、犯罪者のような取り扱いはやめてください。自死に見せた殺人があるかもしれませんが、その限りなくゼロに近い可能性のために、99.9 パーセントの遺族を犯罪者扱いすることは正しい指導でしょうか。遺族の多くは警察の対応に憤りを抱いています。従ってその後においては、警察には一切協力をしたくないということになり、地域の犯罪防止や犯罪調査にマイナスになるのではないでしょうか。これまでの6年間の答弁は「そんなことはないはずです」「指導、教育をしていますからそのような対応はしていないはずです」というものでしたが、弁解や否定ではなく、現実に現場で今も遺族が傷ついているのですから真摯に受けとめ6年間遺族の要望を無視した態度を是正し、一つひとつ改善してくださることを望みます。

【具体的要望事項】

1) 行方不明者や家出人の届け出の際の窓口の対応の改善を要望する

「あなたで何番目だから・・・」とか、「若い男と逃げたんじゃないか」「借金でもあるんじゃないの?」というようなよけいな言葉は言わなくていいですから、勤務に忠実でいてください。警察官としてというより、公務員として人間としての住民サービスとしての窓口の対応を望みます。

行方不明や家出人の届け出の警察署管内以外での遺体発見に際し、届け出人に情報提供されることはなく、新聞掲載後に届け出人の問い合わせで本人の確認が取れたということが多く報告されていますが、せめて同じ県警の署の管轄内での発見時には届け出人に連絡することを切にお願いいたします。

できれば、届け出人という限定で、情報の連絡をする仕組みができたら、それが身元不明の遺体が減少することにもつながるはずです。

届け出をしている家族が遺体を受け取れるような連携を望みます。

2) 遺体の保管方法の改善を要望する

- ①検死後に素っ裸で遺族に対面させることはやめてください。
- ②発見者の遺族を警察署に連行して数時間の事情聴取はやめてください。
- ③コンクリートにそのままブルーシートでグルグル巻きにしての対面や、遺体 を素っ裸のままで対面をさせるのは、やめてください。
- ④遺族が対面するときは、遺体を人間としての扱いにしてください。

東日本大震災のおいても同様のことが報告されています。

多くの遺族が 家族の確認をするために遺体との対面をしたとき、ほとんどの 遺体は素っ裸であった。

娘の裸の遺体が多くの人たちの目にさらされる事に耐えられず、着ていた洋服 を脱いでかけたり、手ぬぐいをかけた遺族が多くいた。

今後は、遺体の体面に多くの遺族が確認作業をすることに配慮して、素っ裸の遺体との対面ではなく、布を一枚遺体にかけるための準備と作業は遺族のこころを傷つけないために必要です。

傷つけておいて遺族の心のケアを叫ぶのではなく、傷つけない配慮を望みます。

3) 遺体発見時に行われる事情聴取において遺族の心情への配慮をしてください、犯人扱いは名誉毀損です、早急の是正を要望する。

娘が孫とマンションからの飛び降りをした母に、駆けつけたすぐ後に、取調室につれていき4時間30分、生まれた日から場所、幼稚園入学、その後の人生

を説明させた、錯乱状態の母親に父親が付き添いながら、長時間の事情聴取は 正当とは思えない。そのときの一回ではなく、数回の呼び出しを受けた遺族も います、呼び出し回数 1 3 回、その後に親族に奇異の目で見られたりしていま す。警察が自死ではなく殺人を疑い、犯人のような取り扱いを遺族に行うこと で、殺人となったケースはどれほどあるのでしょうか。遺族の気持ちに配慮し た対応を望む。

国土交通省殿

全国自死遺族連絡会が自死遺族本人の全国組織として行う関連省庁への要望は、本年で6回目になります。貴省へは特に「自死に伴う賃貸住宅の損害賠償請求問題」への対処を訴えてきましたが、進展は全く見られないのが現状です。当連絡会は、2010年6月から「自死遺族等を二次被害から守る法制化運動」を開始し、これを「自死(遺族)等への差別撤廃を求める法制化運動」と改称し、運動を継続しています。自死および自死遺族に対する「差別」として少なからぬ自死遺族を苦しめているのが、賃貸住宅の損害賠償請求問題です。2011年7月には貴省住宅局による「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」パブリックコメントにおいても、意見書を提出しました。しかし、この問題について貴省は「民対民の契約問題」とし、ガイドラインの存在すら言及しませんでした。自殺対策基本法では、自死対策は「社会的な取り組みとして実施されなければならない」ことであり、国は「実施する責務を有する」としています。貴省の対応は、基本法の精神に反するのではないでしょうか。

そして、全面的な見直しが行われ今年8月に閣議決定された「自殺総合対策 大綱」では、自死は「個人の自由な意思や選択の結果ではなく」、その多くが「追 い込まれた末の死」としています。賃借人の自死を「故意による過失」「善管注 意義務違反」とし、遺族にその補償や損害賠償請求が認められている現状は、 明らかな「大綱」違反です。

さらに、見直しされた「大綱」では新たに、自死や精神疾患に対する「正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取組が重要である」とし、具体的な問題として「いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的問題も含め検討する」と明言しています。

自死への偏見をなくすには、具体的な差別的取扱いを是正することが不可欠であり、新たな「大綱」は具体的な問題に言及しているのです。この「大綱」の精神を具体的に現実化する貴省の取り組みを、強く要望します。

【具体的要望事項】

1) 自死への偏見に基づく不動産取引の是正を要望する。

「自死に伴う賃貸住宅の損害賠償請求」問題の法的根拠となっているのは、自死

による「心理的瑕疵」、すなわち、自死が取引の「目的物に纏わる嫌悪すべき歴史的背景等に起因する心理的欠陥」(東京地裁)により、民法の瑕疵担保責任が適用されるというものです。この概念を不動産取引に無批判に導入することは、何人も逃れえぬ「死」に、「穢れた死」があるという迷信ともいうべき不合理な通念を法的にも社会的にも追認することにほかなりません。その結果は死者や遺族への偏見・差別を促進し、心理的瑕疵担保物件として不動産の価値を貶め「事故物件」と称して不公平な取引を生むことにもなります。欧米では自死を「心理的瑕疵」として認めない、あるいは、「心理的瑕疵」自体を認めていない国が大勢です。

また、賃借人の自死を「故意による過失」「善管注意義務違反」として遺族にその補償や損害賠償請求を認めている現状は、自死は「個人の自由な意思や選択の結果ではなく」、その多くが「追い込まれた末の死」とする「大綱」の精神に反しています。

こうした不合理な概念の是非を司法の判断に委ねるのではなく、国として宅地建物取引協会等の指導及びガイドラインの是正に取り組むことを切に望みます。

2) 「自死に伴う賃貸住宅の損害賠償」の保険制度や導入を要望する。

入居者の自死、犯罪死、孤独死に際し、家主に保険金を支払う損害保険商品が、既に登場しています。賃貸人が損害を被った損害を、賃借人に代わって保険会社が支払うものです。自死に伴う賃貸住宅の損害問題が遺族または保証人、賃借人、賃貸人の大きな負担となっている現状を踏まえ、一定の範囲で、自死(未遂を含む)を原因とする損害を補償する、自動車の自賠責保険に相当するような保険制度の導入を早急に検討することを望みます

資料添付

全国自死遺族連絡会の会員からに寄せられた情報、非会員自死遺族による「自死遺族の二次被害相談センター」への相談等を、まとめたものです。

1. 賃貸住宅の損害賠償

問題点と提起	自死が賃貸住宅内で起こった場合、遺族に対し不当な損害賠償請求がなされる場合 が多い。お祓い料、過度の修繕費や家賃補償など。背景には、自死を自由意志の基
	づく「身勝手な死」また「穢れた死」とする偏見、それを是認する司法判断がある。 ただし現状では、貸主が経済的不利益を被るという問題もある。
	自死遺族等の「名誉及び生活の平穏」を「不当に侵害することのないよう」(自殺対策基本法第7条)、立法や裁判外紛争解決手段の設置、自動車の自賠責保険のような
	損害保険(民間では既に商品化されている)制度による対応が必要である。

事例

No	時期	地域	概要
1-1	2008年3月	東京	東京で大学に通う 20 歳の一人娘がアパートで自死。父親(仙台)が保証人。 20 歳の誕生日に連絡が取れなくなり、すぐにアパートへ。既に日数がたっており、死体検案後、東京の火葬場へ。その火葬場に不動産業者が押しかけて、家賃補償 5 年分(600 万円)とリフォーム費用(全面改修 200 万円)の請求。「今すぐに現金で…」と言われ、「手持ちがないので自宅に帰って送金する」という父親に対して、「今すぐ」と何度も脅した。カードローンで借りて手付けの現金を支払い、残りは自宅からの送金に納得してもらうのが大変だった。*支払済み
1-2	2008年	東京	東京で大学に通う息子がアパートで縊死。補修費(100万円)、近隣住民への精神的苦痛への慰謝料請求(30万×10件:300万円)、同じアパートの住人への家賃値下げの補助、お祓い料の請求。即金請求。*支払い済みさらに1ヵ月後、築 27年のアパート建替費用(気持ちが悪くて誰も借りなくなるから)1億2千万円請求の文書が、弁護士を間にして裁判所から文書がきた。*裁判中
1-3	2004年	山梨	大学生の息子がアパートで自死。アパート修繕費 150 万円の即金請求。(支 払済み) 警察には「安いね、良心的な大家さんでよかったね」といわれた。
1-4	2009年	神奈川	大学生の息子がアパートで縊死。部屋の補修費(80 万円)即金請求。2週間後に、アパートの一階に住む大家の家族5人への慰謝料請求(50 万円×5人: 250 万円)。お祓い料(10 万円)。*支払い済み
1-5	2010年7月	名古屋	長男が賃貸マンション7階のエレベーター前で縊死。父が連帯保証人。月額家賃7万5千円。 管理会社から、エレベーター周辺の改修費用と7階の共有部分の蛍光灯を増やすための費用75万円請求され支払う。(見積書での請求)部屋のオーナーから、家賃補償費350万円の請求がきて支払う。(領収書無し)遺族の相談は支払い後にあり、「迷惑をかけたから仕方がないと思う」と。
1-6	2010年	千葉	弟が賃貸アパートで未遂、救急病院に搬送された後、亡くなる。 不動産業者と家主から、家賃1年分の補償金の支払い請求があり支払う。50 万円程度だから妥当だと、遺族である姉が判断(領収書なし)。

No	時期	地域	概要
1-7	2008年9月	山形	娘が賃貸アパートの部屋で縊死。母が連帯保証人。 家主から「住んでいることにして欲しい」といわれて、家賃 1 年半分(6 万円×18 ヶ月=108 万円)を支払う(領収書なし)。「迷惑をかけたからしかない」という遺族。
1-8	2004年	山梨	息子が賃貸アパートの部屋で縊死。1DK。学生向け。父が連帯保証人。 4日後、家賃補償無しの部屋の改修費用150万円支払う。(見積書なしの概 算請求)
1-9	2007年11月	福島	娘が賃貸アパート 2 階で縊死。下の1階が家主の住まい。改修費用 50 万円 (見積もり請求) 支払う、家主の家族 5 人に対して一人 50 万円の精神的慰 謝料 (50 万円×5=250 万円) 支払う。 (領収書なし) 遺族は「金を払って自死ということから離れたい」と。
1-10	2011年	福岡	母が賃貸アパートで縊死。息子に、2 年分の家賃補償と改修費とお祓い料の 請求。 司法書士に相談。家賃補償を1年にしてお祓い料金込みで30万円の支払い。
1-11	2011年	北海道	浴室での練炭自死。 大家からの請求 136 万 4 千円。祈祷料 10 万円、改装料 10 万円、浴室取替え 費 25 万円、清掃料 5 万円、家賃補償 86 万 4 千円(1 年分)。
1-12	20011年	神奈川	遺品撤去と清掃・薬品による消臭 90 万円(支払い済み)。領収書・明細書なし(請求している) 現状回復リフォーム見積もり金 269 万 6400 円(内訳匂いが残っている風呂の取替え:805,350 円、トイレ・台所給湯器・壁紙・土台総取替え・クーラーの取替え他)家賃補償:家賃半額の2年分(2万9千円×24=69万6千円)。請求金額4,292,000円

2. 不動産売買

問題点と提起			自死の生じた不動産の売買契約では、自死の生じたことを告知しなければ、 法律で告知義務が課せられているわけではないが、民-民の契約違反として、 損害賠償責任が追及されかねない。また、大幅な安価売却を強いられる。告 知義務は賃貸住宅も同様(ただし、一度借り手がつくと以後は問われない) だが、プライバシー侵害ではないか。 賃貸借契約と同様、立法や裁判外紛争解決手段の設置が必要である。
2-1	2003年	千葉	父親が自宅で縊死。 自宅を解体。更地にしての売買の際に不動産会社に自死の報告とともに、通 常の半額での売買契約を要求された。*半額で売却済み

文部科学省 殿

文部科学省に対して全国自死潰族連絡会が自死潰族本人の全国組織団体とし て今年で6回目の要望となりますが、残念ながら、当事者から意見を聞くこと については前進がありましたが、対策に反映されるまでには至ることなく、こ こ数年においては、児童・生徒の自死が増えていることは誠に遺憾の極みであ り、いのちが喪われたことを真摯に受け止め、早急に児童生徒の自死のゼロを 目指す具体的な対策を実行するべきであります。最近、いじめ自死が注目を浴 びていますが、教育委員会や学校当局の隠蔽工作とも取られる対応は変わって おらず、死人にくちなしの様な態度での対応は、失われた大切ないのちを無駄 にしたくないと、勇気を持って訴えている親御さんの気持ちを傷つけ、これか らもいじめは続き、自分の対面を守ることに一生懸命な教育関係者が増えるだ けであります。しかも犠牲者は、これからの日本を担う子どもたちです。これ まで、マスコミ等で教師や教育委員会の会見を聞いていて、憤りと苛立ちでい っぱいでした。なぜならば、全国自死遺族連絡会が直接文科省にこの 6 年間提 出しお願いをしてきた要望書に対して少しでも対策を講じ指導や通達をしてい たら防げた自死だと思うからです。亡くなった子どものこの世で最後の叫びの 遺書でさえ、無視してしまう教育組織とはなんでしょうか。そして遺族が、何 があったのかを知りたいと思い、学校への情報開示請求をしても、口頭では受 け付けられず、書類での請求を求められることが多く、素人の書く書類は、不 備があるという理由で却下されることもあり、情報開示の書類も重要な部分は ほとんどが黒く塗りつぶされていたりします。真実を明かし、こころからの謝 罪があれば、遺族は控訴などしないのです。遺族は真実を知りたいだけです。 なぜ、死ななければならなかったのか、何があったのか、子どもは、学校が楽 しければ死にません。集団あるところにいじめは必ずあります。言葉の暴力に よるいじめは集団で行われます。いじめられる子どもは一人、いじめる側は数 人・いじめられる側にも問題があるかのようにいう教育関係者もいますが、い じめる側が100パーセント悪い、ましてや死んだのです。死ぬほど追い込ん でいない、死んだのは勝手だというのは詭弁です。学校のいじめ、教師による 体罰と言葉による蔑みや人格否定、それは証拠の残らない巧妙な犯罪です。学 校時代にいじめられ、不登校やトラウマ、PTSDとなり、卒業後に精神的な病と なり自死、自死しないまでも、対人恐怖症になって、社会生活不適合者となる

場合もあり、言葉の暴力が残す後遺症は計り知れなく大きいものです、教育関 係者はいじめられて自死した親の話を聞いてみてください。他者が語る言葉で はなく、いじめ自死で子どもを亡くした親の話から学んでください。どんなに 大切ないのちを自分たちが預かっているのかを知るはずです。目を背けず、見 てみないふりをしないでください。嘘をついて生きていくことを教えないでく ださい。東北の地方都市の裁判は、学校側が、隠ぺいして同級生に通夜にも葬 儀にも行かないように指導したが、子どもが自分の良心の呵責に耐えかねて、 ネットの掲示板に書き込んだことが、遺族の知るところとなり勇気をもらい裁 判にこぎつけています。「先生に嘘をつくように言われた、このままでいいのだ ろうか・・・苦しい」それがネットで炎上したのです。この言葉をどのように 受け止めますか?何十年も前から脈々と隠ぺい体質は続き、世間の目は自死し た子どもの親に冷たく、権力に主ね、見てみないふりをしてきた結果今まで、 どれ程の子どもの命が失われてきたことでしょうか。大人の責任として、悪い ことは悪いと認める勇気を大人が持つこと。人をいじめることは犯罪であるこ と。いじめという陰湿な暴力行為を許してはならないことを、私たちは心に刻 み、優しい子どもがやさしいままで生きられる社会にすることを、ひとりひと りの思いやりで、変える勇気を持つことが今こそ求められています。一歩でい いのです、子どもの死を厳粛に受け止めた対策を講じてくださることを切望し ます。

【具体的要望】

◆学校でのいじめ自死事件の調査委員会の設置について

第三者機関の設置が地方の教育委員会の裁量に任せられ、第三者機関の設置す ら実現されない現状を踏まえ、文科省独自の設置が実現されることを望む。

設置されている地域でも第三者委員会の意見が無視される現実があり、設置している意味をも否定しかねない報告書への全面拒否の学校側の態度は、いじめかどうかは別にしても、児童、生徒が自死をしたという事実を真摯に受け止めていません。「いのち」が失われたことへの厳粛なる態度もなく、教育者が、自分の学校の児童、生徒の自死を、死んだ生徒や家族に責任の全てを負わせ、学校に一切の責任はないと反省の色も見せないのは教育者以前に人間としての人格に問題があると考えられます。遺族に対して、学校は無視、教育委員会も無視、情報公開審査委員会の意見も無視という現在の体質の改善を望みます。

◆隠ぺい工作が行われないような指導を望む

遺族が情報開示を要求しなければ自死があったことすらゼロの報告をするような教育委員会と学校現場。さらに校長が自死のあったことの引継ぎを次の校長にせず、文書を破棄した事実もあります。山形では同じ高校で同じ渡り廊下から連続で自死があり、同じ先生が声をかけて死んでいます。通夜の席で「出世に響いてしまいましたね、校長」「親が甘やかしたからです」と遺族に言った学年主任がいます(青森)。生徒の自死に対して反省の念のない現場の対応は、死人に口なしの態度であり、同じことをまた繰り返すことになっています。担任は主任、主任は教頭、教頭は校長、校長は教育委員会、教育委員会は文科省と上の評価を気にして、自分の保身に走り、子供の命を見ていないことを知りながら、評価をする仕組みに問題があると思われます。日本の未来を担う子どもが死んだということを真摯に受け止め、失われた命があることに向き合う指導を求めます

◆スクールカウンセラーは最低資格を臨床心理士有資格者とすること。 スクールソーシャルワーカーの配置を望む。

スクールカウンセラーが全校配置になったことは認めるが、その人材の資格は 曖昧であることも多く、教育関係者の再就職先になっていたり、その親族の就 職先になっていることも多いと思われる。家族に自死がおこったり、引きこも りに対しての家族を含めた対応もそのほとんどを精神医療機関につなげるだけ のカウンセラーは存在悪ですらあります。子どもが悩むときも大人と同じよう に、様々な要因が重なっていると思われることに配慮できるソーシャルワーカ 一の存在が、必要であります。「何に悩んでいるのか」を的確に判断でき、解決 へと「つなぐ」役割の人材が「うつ」か、どうかを判断する能力だけの人材よ りも、急務を要する人材配置であると考えます。いじめを防ぎ、いじめの撲滅 につなげ、不登校の問題解決等にもつなげ、学校でのいじめ等で「こころ」が 病み、そのことが起因して大人になっても引き続き「うつ」や「対人恐怖症」「不 安障害」等の精神的病いを患い、自死に至るケースが、若い人の自死には多く 見られます。子どもの「こころ」のケアとはどんなことを意味するのかを、し っかりと認識していただき、臨床心理士でもなく、心理学専攻をした人材でも ない、スクールカウンセラーの配置の是正と、ソーシャルワーカーという国家 資格のある「つなぐ」専門家の配置を望みます

◆スクールカウンセラーの役割の初歩指導を望む

スクールカウンセラーが本来の役割である、「「話してもらうこと」「聞くこと」ではなく、もはや精神科医療機関紹介所と化している問題は関係者間では、周知の事実であります。いじめが原因で不登校の生徒を精神科につなぎ、その先にある精神薬の処方を期待しているのでしょうが、精神薬では、いじめられている問題の解決にはなりませんし、その本人と家族を精神疾患者として扱う事は、問題のすり替えです。せめて傾聴というカウンセリングの初歩を忠実に守って実施してくれるように指導してください。

スクールカウンセラーの仕事は精神科医療につなぐことではありません。

◆いのちの教育の見直しを望む

自分の命を粗末にしたかのような考えの基で、いのちの大切さの教育が行われているように、自死対策の現場においての報告では感じています。

いのちの教育を行うときは、自分のいのちと同じように、他人のいのちも大切にするような教育を望みます。いじめにあった後の対処と同時に、いじめが行われないような教育が必要です。いじめは犯罪だ、という認識で子どもたちの教育に望んでいただきたいと願っています。

教育関係者の研修等に交通事故で子どもを亡くした親が呼ばれていることが多いと把握していますが、いじめ自死で子どもを亡くした親の話を聞く機会を設けていただきたい。耳の痛い話を聞くことから、改善策が生まれます。自分の命の大切さと同時に、相手の命も大切なことの教育をしてくださることを要望します。

◆いじめのない学校を目指すこと

いじめがあったかどうかの裁判で問題にされることは、いじめがあったことは事実ではあるが、そのいじめが「いつ」「どこで」「どのように」「誰が」を具体的に立証することを遺族が求められるケースが多いが、それは裁判の結果であって、学校においてはそのようなことが問題なのではなく、「いじめ」があった事実が問題であり、そのことについて教育機関は真摯に反省し、学校は保護者が、安心、信頼して子供を預けられる場所であることが大前提とされるべきであります。

子どもの自死について

専門家につなげる施策よりも専門家の検証を

文部科学省が初めて実施した児童生徒の自死に関する実態調査(2014年6月19日の児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議で中間報告を発表)によると、自死の直近1年間に学校側が把握していた児童・生徒の悩みや家庭環境などを尋ねた結果、児童・生徒に「精神科の治療歴がある」とする回答が13.5%と最も多かったとされています。(参考:日本経済新聞2014年6月20日朝刊)

これは、把握している限り 13.5%ということなので、自死した児童生徒のうち精神科の治療歴がある割合はもっと多いと推測されます。ここでの疑問は、専門家につながっていたのになぜ自死という結果に至ったのかという点です。

国や自治体の自殺対策では、ゲートキーパーや睡眠キャンペーンに代表されるように、早期に専門家につなげる事業が多く見受けられますが、肝心の専門家の質や実態について検証する施策はほとんどありません。

精神科においてしばしば治療に使用されている向精神薬は、18 歳未満に対する十分な臨床試験が行われておらず、適応外処方も多く見られます。また、抗うつ薬のように18歳未満に対して有効性が確認されないばかりか自殺行動を引き起こす危険性のある向精神薬もあります。児童精神科においても、これらの薬が十分な説明もないまま安易に使用されている事例が見受けられます。事実、主治医からは副作用に関する説明がなかったという遺族の訴えも聞いています。

現在の日本の精神科医療は、自殺対策の要となり得るだけの十分な専門性や質を担保できているのでしょうか。睡眠薬や抗不安薬の長期漫然処方、多剤大量処方などの不適切な処方がなくならないのはなぜでしょうか。専門家の質の検証や是正をしないまま、ひたすら専門家につなげる施策のみを推進するのは無責任であり、危険と言えるでしょう。

ですから、子どもの自死について実態を調べるに当たり、当該者に与えられていた精神科治療の質についても検証するべきと考えます。①精神科の受診歴があったか、②受診歴があったとしたら、どんな治療を受けていたのか、③薬物治療がなされていた場合、その処方は適切であったか、④本人や家族に対して向精神薬の副作用について十分な説明があったのか、等について明らかにすることで、今後の対策に有効な情報を得られることが期待できます。